愛知地方最低賃金審議会 第1回愛知県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和6年9月27日(金) 午前10時00分~午後0時25分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館2階 北大会議室

出席者

(公益代表委員) 長谷川委員、小野木委員、水野委員

(労働者代表委員) 小松委員、船戸委員、松下委員

(使用者代表委員) 古閑委員、佐藤委員、竹内委員

(事 務 局) 高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、名倉課長補 佐、佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、吉田賃金調査員

- 議 題 (1) 部会長、部会長代理の選出について
 - (2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の 運営について
 - (3) 令和 6 年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について
 - (4) その他

議事

○佐藤賃金指導官

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、第1回愛知県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は第1回目の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、 事務局にて進行させていただきます。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1からNo.13と、労働者側からの提出資料がありますので、それも配付させていただいております。 ご確認をお願いいたします。不足等がありましたら、事務局までお申し出ください。

また、専門部会委員任命辞令につきましては、机上配付にての交付とさせていただい ております。御確認の程よろしくお願いいたします。

また、本日傍聴の方がいらっしゃることを合わせてご報告させていただきます。

それでは、委員の御紹介をさせていただきます。お手元の資料No.1として、今年度御審議いただく委員の皆様の名簿を配付しております。名簿は敬称を省略し五十音順にて掲載させていただいております。こちらで委員の皆様のお名前を読み上げ、紹介とさせていただきます。

まず公益代表委員 小野木昌弘委員、長谷川ふき子委員、水野有香委員、続きまして 労働者代表委員 小松昌亀委員、船戸亮佑委員、松下克裕委員、続きまして使用者代表 委員 古閑賢三委員、佐藤秀樹委員、竹内弘一委員です。

事務局として、労働基準部長高橋、賃金課長平井、主任賃金指導官鈴木、賃金課長補佐名倉、賃金指導官大口、監督官佐藤、賃金調査員吉田、そして司会進行させていただいている賃金指導官の私佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名の委員全員が御出席、労働者代表委員は3名の委員全員が御出席、使用者代表委員は3名の委員全員が御出席となっております。御出席にあたり御調整と御配慮をいただき、委員様におかれましては感謝いたします。

委員定数9名中9名全員が御出席となっております。このため、最低賃金審議会令第 5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の 出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

それでは、第1回輸送用機械器具製造業専門部会開催にあたりまして、労働基準部長 の高橋より御挨拶申し上げます。

○高橋労働基準部長

改めて、担当の労働基準部長の高橋と申します。本日御出席の委員の皆様方におかれましては日頃より、当行政の推進に格別の御理解、御協力を賜っておりますことにつきまして、この場を借りて御礼を申し上げます。また、輸送用機械器具製造業専門部会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、これから金額改定に向けて御審議いただくことになりますが、事務局としましては円滑な審議になりますよう本部会の運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○佐藤賃金指導官

それでは議題に入ります。

議題(1)「部会長、部会長代理の選出について」です。部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する同法第24条第2項において、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」と規定されています。

愛知地方最低賃金審議会におきましては、従来から、公益代表委員の互選により選出された候補者について、承認による「選挙」を実施することが慣例となっております。 今回もこの方法で進めさせていただきたいと存じますが、御承認いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(全委員承認)

〇佐藤賃金指導官

それでは、選出方法について御承認をいただきましたので、公益代表委員の互選結果 を御報告いたします。本専門部会につきましては、部会長に、長谷川ふき子委員、部会 長代理に、小野木昌弘委員が選出されたとの御報告を受けております。御承認いただけ ますでしょうか。

(全委員承認)

〇佐藤賃金指導官

よろしいでしょうか。御承認をいただきましたので、部会長、部会長代理の御席に名札 を置かせていただきます。

(職名札設置)

〇佐藤賃金指導官

それではここで、長谷川ふき子部会長から御挨拶をいただきます。長谷川部会長、よ ろしくお願いいたします。

○長谷川部会長

改めまして皆様おはようございます。ここにお集まりの皆様は、労使立場は違えど輸送用機械器具製造業のさらなる発展というところについては目指すところは一致しているというふうに私は考えております。その点を基軸にいたしまして、労使双方の御意見を十分にお聞かせいただき、納得のいく結論を出していけるように審議をしたいと思っております。御協力と真摯な議論をよろしくお願いいたします。

〇佐藤賃金指導官

ありがとうございます。以後の議事進行を長谷川部会長にお願いしたいと存じます。

長谷川部会長よろしくお願いいたします。

○長谷川部会長

それでは早速議事に入ります。本日が第1回目の専門部会となりますので、予定として専門部会本日を含めて3回ということになります。全会一致での結審を目指して、丁寧な審議に努めてまいりますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

では、本日の議題(2)「愛知地方最低賃金審議会愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の運営について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

着座にて説明させていただきます。会議次第とともにお配りしました資料No.2、「専門部会運営規程(案)」をご覧いただきたいと思います。愛知県特定最低賃金専門部会は常設の部会ではありませんので、運営規程についても部会の設置の都度、御確認いただくことになっています。

運営規程(案)の第1条では、専門部会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会 令に定めるもののほか、この規程によると定めています。

第2条では、専門部会の委員数を定めています。

第3条は、専門部会の会議は、部会長が必要と認めたとき、又は3人以上の専門部会委員からの開催請求があったとき、部会長が招集すると定められています。ただ、第1回目の会議については、部会長が選出されておりませんので、労働局長が招集することとなります。

第4条第1項では、部会長が必要であると認めるときは、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるテレビ会議システムを利用する方法によって会議に出席することができるとし、第2項は、テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとしています。

第5条第1項では、部会長が会議の議長となって議事の整理を行う旨を定め、第2項では、会議での発言は部会長の許可を受ける必要があること、第3項では、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができるとなっています。

第6条では、会議は原則として公開するとされています。ただし、公開することにより 個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当 に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に 損なわれるおそれがある場合については、部会長が会議を非公開にすることができると されています。

第7条第1項では、会議の議事について、議事録を作成することとされています。第2項では、議事録及び会議の資料は、公開することにより支障がある場合には、議事録の一部又は全部を非公開とすることができるとされているほか、第3項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開するものとされています。

第8条では、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛知地方最低賃金審議会会長 に報告することとされています。

第9条は専門部会の廃止に関する規定で、審議会の意見に関する異議の申出期間満了をもって専門部会は廃止となります。

第 10 条は専門部会の議事及び運営に関し、必要な事項は専門部会の議決に基づき、部会長が定める旨規定しています。

第 11 条は規定の改廃は審議会又は専門部会の議決に基づいて行う旨を定めています。 附則は施行期日に関する規定です。運営規定(案)の説明は以上です。

〇長谷川部会長

ただ今の事務局からの説明に対して、何か御質問等はございますでしょうか。

(質問等なし)

〇長谷川部会長

御質問等ないようですので、この運営規程(案)について、労使双方の皆様に御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

御承認をいただいたということで、事務局は、この(案)をとって附則の施行日を本日、令和6年9月27日と御記入いただき、正本の運営規程といたします。

〇長谷川部会長

それでは、この運営規程により部会を運営していくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、この運営規程第5条第3項の、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができると規定されております。この規定にあるように参考人の意見聴取についてどうなさいますでしょうか。まず労働者代表委員の方から、いかがでしょ

うか。

〇松下委員

現在のところ検討しておりません。

〇長谷川部会長

続きまして、使用者代表委員いかがですか。

〇古閑委員

使用者側の方も予定しておりません。

〇長谷川部会長

労働者側、使用者側いずれも、現時点では意見聴取はないとのことです。もし審議の 過程で意見聴取を希望される場合には随時お申し出をいただきますようよろしくお願い いたします。

次の議題にまいります。「(3) 令和6年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について」に移りたいと思います。まず、資料について事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

本日お配りしました資料No.3以降について、御説明を申し上げます。

4ページの資料No.3、「令和6年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」をご覧下さい。本年6月24日に提出された特定最低賃金5業種の改正に係る申出を1枚に取りまとめたものです。全てが労働協約ケースとなっています。表の一番左の列「産業分類」をご覧ください。上から4段目の産業分類番号E31が本日の専門部会の業種である輸送用機械器具製造業となります。表を右の方へ見ていただきますと、①の申出ケースの項目から③受理年月日の項目までの内容を記載しています。

⑪の「協約による最低額」の列がございますが、後ほど詳しく御説明させていただきますが、労働協約による申出の特定最低賃金は、労働協約による最低額を上回ることができません。輸送用機械器具製造業については時間額として1,100円と記載をされています。今年度、輸送用機械器具製造業における特定最賃を御審議していただくにあたっては、これが上限の金額ということになります。なお、最低賃金法第16条の規定により、

特定最低賃金は、「地域別最低賃金額を上回るものでなければならない」とされていますので、「改正の必要性あり」とされた特定最低賃金については、少なくとも地域別最低賃金額を上回らなければならないことも、申し添えさせていただきます。

次の5ページ資料No.4 は、「令和6年度特定最低賃金の審議の流れ」は審議の流れをフローチャートで示したものです。紙面の中央に、「516回改正、新設の必要性の有無の答申(2業種必要性有)」との囲みをご覧下さい。囲みの中に書かれた矢印の先に、「金額改正の諮問(2業種)」と記載されており、右への矢印が「2業種専門部会設置」に繋がっています。そこから先に下向きの矢印が、破線で囲まれた網掛け部分「各部会での審議」に繋がっています。こちらは本年8月5日の本審で2業種について、金額改正の諮問がされましたので、本部会を含め、該当2業種の専門部会の設置・開催に至っているところです。

先ほど、ご覧いただいた資料No.3において、5業種の改正申出がされた旨を説明いたしましたが、うち3業種については特定最低賃金の金額改正の必要性有との結論には至りませんでしたので、本年度の金額改正を審議する特定最低賃金は、専門部会を設置しました2業種のみということになります。

専門部会にて金額の調査審議の後、先ほどのグレーの網掛けの左への矢印で、本年 10月 16日開催予定の第 518回審議会における部会報告の後、改正金額の答申をいただく予定となっています。答申後は、公示を行い、異議申出があれば、11月1日の異議審の開催を予定していますが、特定最低賃金の改正決定では、例年これまでのところ異議の申出は提出をされておりません。その後官報公示を行い、30日経過後の 12月 16日に指定日発効を予定しています。

次の6ページ資料No.5は、輸送用機械器具製造業最低賃金適用早見表です。特定最低 賃金の適用対象業種に対応する、日本標準産業分類を早見表にしています。

次の7ページ資料No.6は、最低賃金引上状況等の推移(愛知)令和6年度版です。この表は、平成26年度から今年度までの愛知県最低賃金と、昨年度までの特定最低賃金9業種の引上げ額等の変遷です。灰色で網掛けしてあるのは、愛知県最低賃金を下回っていることを示しています。

次の8ページ資料No.7は、輸送用機械器具製造業最低賃金(時間額)の推移です。上段の表は、平成23年からの輸送用機械器具製造業最低賃金の推移で、3つのグラフは上から順に、時間額の推移、引上額の推移、引上率の推移となっています。

次の9ページ資料No.8は、令和6年度の最低賃金に関する基礎調査結果です。調査の概要として、調査目的、調査の範囲、調査方法等を記載しています。標本労働者数は17,110人、事業所数は、1,463事業所となっています。

次の10ページ資料No.8-1は、輸送用機械器具製造業に係る総括表として、規模別、地域別、年齢別での賃金分布を一覧表にしたものです。なお、調査結果について、労働者数による復元方法により復元を行った上で掲載しています。10ページの表の中に、現在の輸送用機械器具製造業の最低賃金1,028円の欄の上に青い線を引いてありますが、線のすぐ上が特定最低賃金を下回る1,027円以下の労働者数です。1,629人(4.7)と御確認いただけるかと思います。カッコ内はパーセント表示であり、この調査における未満率となります。また、12ページには10月1日発効予定の愛知県最低賃金1,077円を色付けしております。

次の16ページ資料No.9 は輸送用機械器具製造業における未満率、影響率の推移です。 未満率は、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合で、先ほどの資料で説明させていただきましたとおり1,028円未満の労働者数の割合は4.7%と説明をさせていただきましたが、この数値が令和6年度における未満率ということになります。未満率・影響率については表及びグラフで経年変化を示させていただいています。 影響率は、最低賃金を改定した場合にその改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合です。令和6年度はこれから御審議をいただきます。

次の17ページ資料No.10 は輸送用機械器具製造業に係る特性値の推移です。表の下には時間当たりの平均賃金額、中位数、分位数の特性値等を示しています。中位数、分位数については脚注を記載しております。

次の 18 ページ資料No.11 は、全国の輸送用機械器具製造業関係の最低賃金改定状況を一覧表にしたものです。発効日をご覧いただくと各局で異なっていますが、日付が古いものの中には、その後改正されず地賃を下回っているものもあります。

次の 19 ページからの資料No.12 は、愛知労働局職業安定部職業安定課が 8 月 30 日付けで発表した令和 6 年 7 月分の雇用情勢です。「雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるが、一部に改善の動きが弱まっており、引き続き注意する必要がある」とされています。有効求人倍率は、1.26 倍で、対前月ではマイナス 0.01 ポイントとなっています。

昨年同時期との比較については、次のページの上段に1年間の推移が折れ線グラフとして掲載をされています。有効求人倍率は、昨年7月が1.36倍ですので、今年7月はマイナス0.1ポイントということになります。新規求人倍率は2.36倍で対前月はプラ

ス 0.04 ポイントとなっております。昨年 7 月は 2.41 倍でしたので、本年 7 月との比較では、マイナス 0.05 ポイントとなります。

21 ページになりますが、全国の本年 7 月の有効求人倍率は 1.24 倍で、愛知は 0.02 ポイント全国を上回っています。また全国の新規求人倍率は 2.22 倍で、愛知は 0.14 ポイント全国を上回っています。この資料には表 4 (24 ページ)ですが、「新規求人の主要産業別状況」が掲載されています。輸送用機械器具製造業は紙面中央付近、製造業の一番下の欄に示されています。7 月については全数で昨年同月比 3.2%増の 1,267 人となっています。

次の31ページ資料No.13は、「最近の管内総合経済動向」です。これは中部経済産業局が発表したものです。こちらは中部経済産業局の管内、愛知・岐阜・三重・石川・富山 5県の本年6月までの経済動向をまとめたものです。

32ページの「最近の管内総合経済動向」には、「最近の管内の経済動向は、緩やかに持ち直している。」とされています。

33ページには「判断の推移」が表として掲載をされており、左端の「主要業種の生産動向」の一番上の段に輸送用機械器具製造業記載がされており、2024年1月、2月は「弱含みとなっている」、3月から6月までの4か月間は「連続で持ち直しの動きがみられる」とされています。37ページには(1)として2020年を100とする輸送用機械の生産指数の推移を示すグラフが掲載をされています。

最後に地域別最低賃金と特定最低賃金の関係について少し御説明をします。労働協約ケースにおける特定最低賃金の決定は、関係労使が合意した協約額を基礎とし、これを上回る決定はできないこととされています。その理由ですが、協約額を超えて法定最低賃金を決定することは、関係労使が合意した協約を無効としてしまうからです。特定最低賃金のうち特に労働協約ケースについては、労使の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている産業について設定されているため、決定される最低賃金額の水準は、関係労使が合意した協約額が基礎となります。この場合複数の金額の異なる労働協約の申出がなされたときは、その中の最も低い協約の賃金額が共通の協約額となり、仮にこの額を超えて法定最低賃金を決定することは将来の協約を無効にすることとなり、そのことは協約を締結した関係労使、少なくとも使用者側の意向に反するものと考えられます。従って関係労使が合意した共通の協約額、すなわち最下限の協約額を超えて最低賃金を決定することは制度の性格から認められないものであり、

協約の最下限が金額審議における事実上の上限となるものと考えるべきものとなります。

以上のことから今年度の輸送用機械器具製造業賃金額の上限は、資料No.3 令和 6 年度 特定最低賃金の改正決定に関する申出の内容と一覧から、労働協約による最低額である 1,100 円までとなります。

そして先ほど説明させていただきましたが、最低賃金の16条の規定により、特定最低賃金は地域別最低賃金を上回るものでなければならないとされ、愛知県最低賃金額1,077円を上回らなければなりません。従って労働協約による最低額と地域別最低賃金額の関係から1,077円を超え、かつ1,100円以下でなければならないこととなります。説明は以上となります。

〇長谷川部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対して、何か御質問 等ございますでしょうか。

(質問等なし)

〇長谷川部会長

よろしいでしょうか。使用者側よろしいでしょうか。御質問等ないようですので、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の調査審議について、労働者側、使用者側それぞれの基本的なお考えをここでお伺いしたいと考えます。まず、労働者代表委員お願いをいたします。

○船戸委員

では私の方から説明をさせていただきます。お手元にございますこちらの労働者代表 委員資料を御覧いただけたらと思います。ページをめくっていただきまして 2 ページ 目、ここから、私の方で特定最低賃金引上げに対する考え方をまとめさせていただきま す。

まず、自動車産業の立ち位置でございますけれども、記載の通り GDP で製造業は全産業の約2割を占めます。輸送用機器は全産業の約3%を占めています。国内の製造品出荷額及び付加価値額においても、輸送用機器は全産業の中でトップでございます。また、製造品出荷額では愛知県が構成比の54%程を占めており、勿論全国1位でございます。

こちらが立ち位置でございまして、続いて自動車産業の今後と課題につきまして、

CASE・MaaS に加え、カーボンニュートラル等の産業課題の対応が求められている中、企業の競争力強化に向けて、これまで以上に生産性向上ですとか、製品の付加価値向上が求められているというそんな状況でございます。ただ近年金属産業全体は、就職先として選ばれない傾向に変化しているのではないかと思っていまして、人材確保に非常に苦慮している状況でございます。

輸送用機器製造業ですけれども、先に述べました立ち位置のとおり、日本経済をけん引していく為にも、高い付加価値を生み出していることから、賃金においても優位性が示されていく必要があるのではないかというふうな課題を持っています。

次のページからもう少し輸送用について説明させていただければと思います。

3ページ目でございますけれども、こちらは愛知県に焦点を当てまして、転出入状況と推移の方をグラフを用いて示しております。左側のグラフですけれども、ここで特記事項としまして東京圏への転出超過というところで、特に男女とも 20 歳代で顕著でございます。また、移住に関する意向ですが、こちらも 18 歳から 20 歳代につきましては、就職転職を第1位の目的として意向を示されているところが分かっています。

4ページ目をお願いします。その愛知の各業界の賃金状況について一部データの方を供用させていただきますと、アルバイト・パート時給につきましては、愛知県の販売・サービス系から営業、フード等々表に載せさせていただいておりますが、いずれも平均でみると地域別最低賃金をはるかに上回っている時給額でございますし、今回申出で入れさせていただいています 1,100 円、こちらも上回る水準で時給が設定されているという状況でございます。

続いて5ページ目以降は自動車産業、輸送用機器製造業の方に目を向けていただきますと、こちら、付加価値生産性と所定内賃金の推移を示したグラフを載せさせていただいています。全産業と自動車・同付属品製造業の比較をさせていただいております。棒グラフは付加価値指数、折れ線グラフは賃金指数でございます。全産業に比べて自動車・同付属品製造業につきましては、付加価値指数につきましては約1.5倍に対しまして、折れ線グラフの賃金指数につきましてはそこに比例しないというようなかたちで、それを示すグラフでございますけれども、言いたいところは、自動車産業の高い付加価値は、高い労働生産性により生み出されている、しかしながら、自動車製造業の賃金は付加価値生産性と見合っていない状況にあるというところをこちらで示させていただきます。

続きまして 6 ページ目を見ていただければと思います。そんな状況にありますので我々組合、上部団体で言いますと自動車総連になりますけれども、24 年春闘も注力させていただいた次第でございます。先月時点でございますけれども、全体の約7割以上の単組において企業内最賃を締結していただいている状況ですし、平均締結額は前年を大きく上回る177,892円、時給換算すると1,111円相当。このような引上げに大変御尽力いただいたという状況です。なので、各加盟組合企業労使の方で高い労働の質も踏まえて締結していただいているのがこちらの水準でございまして、一方でできていない企業につきましても、サプライチェーンの一翼を担っていただく仲間でございますの

で、同等の水準に近づけていけるように引上げていきたいとこのように考えています。 続いて7ページ目をご覧ください。こちらもグラフのほうが出ておりますけれども、 いろんな規模の方を見てみる必要があるのかなと思いまして、賃金分布、累積労働者構 成比でございますけれども、1人から99人の事業場で見てみました。左から右にかけ て金額が推移してございます。下から上にかけて累積のパーセンテージのグラフになっ ておりますけれども、約8割で区切るとしますと約8割で1,117円以上の金額が支払 われている、1,117円以上で雇用されているという状況でございます。ただ一方で残り の2割の方はそれ未満でございますので、全体でぐっとこの地賃からこの優位性のあ る特定最低賃金によって引き上げることができないかというふうに考えております。

8ページ目をめくっていただきまして景況感としてどのような状況かというところもご説明させていただきますと、細かくて申し訳ございませんが、各 D.I. 1,2,3 番で輸送用機器のところにアンダーラインを引かせていただいてございます。いずれも前期実績を上回っておりまして、それぞれの表で、四角で囲っております 2024 年 4 月から 6 月、今期のところを見ていただきますと、それがうかがえるかと思います。ただそれが今後も続いていくのかどうかというところも気になるところでございまして、下の 9ページを見ていただきますと、今の価格転嫁の状況でございます。 23 年 9 月と 24 年 3 月で見てみますと転嫁率は 45.7%から 46.1%に 0.4%伸ばしているという状況でございます。その差がさらに広がりつつある状況でございます。

最後 10 ページ見ていただきますと、こちらが価格転嫁の実施状況の業種別ランキングでございます。こちらも 23 年 9 月と 24 年 3 月で比較してございますが、もともと 17 位だった自動車・自動車部品が、今 11 位で、ランクも上げておりまして、原材料・エネルギー、そして特に見ていただきたいのが労務費のところででもポイントを伸ばしているというところでございます。

自動車産業、組合側からも、こういったところがティアの深くまで浸透していくように、価格転嫁するように引き続き協力してございますので、もっともっと転嫁率を向上していく最中にあると御認識していただければと思います。

説明の方は以上でございますけれども、こちらの環境及び今の景況感から、優位性のある特定最低賃金の議論をここからさせていただければと思いますのでどうかよろしくお願いいたします。

〇長谷川部会長

はい、ありがとうございます。他の労働者代表委員の方から今の説明について補足等 はありますでしょうか。

〇小松委員

大丈夫です。

〇長谷川部会長

はい、ありがとうございます。続きまして使用者代表委員の方からお願いいたしま す。

〇古閑委員

資料がないのですけれども、考えていることを述べさせていただきます。今年最賃の方ですね、過去最高の改定率になっています。ただ、価格転嫁であったり、賃上げ、こういったところはいつも中小企業、零細企業にとっては十分にはできていない状況であって、また、業績の方も回復している状況ではないので、そういうことを踏まえて今回の改定についてはよく協議していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

〇長谷川部会長

ありがとうございます。今、労働者代表委員それから使用者代表委員から御意見とか協議のお考えが示されましたけれども、双方で確認したいこととか、御質問等まずこの場でありましたらお願いいたします。

〇松下委員

よろしいでしょうか。

〇長谷川部会長

はい、松下委員。

〇松下委員

今、価格転嫁と業績の話をされていたのをお聞きしましたけれども、まず、価格転嫁についてはうちの自動車で先行しているということになってしまいますけれども、公開、非公開は、うちの自動車総連の方から労使で進めていこうという合意をしているのは御存知でよろしいですかね。そうするとやっぱりそこで身を引くんじゃなくって、一緒になってやっていこうというふうにしていくためにも、その後押しにこの特定最賃を使っていくべきじゃないかというのが私どもの意見ですが、それに対する御意見をください。

ということと、あと景況感があまり芳しくないということでしたが、そちらは、うちらが持っている数字で言うとそんなにここでは見受けられない。ですので、改めてそれはお示しいただかないとちょっと辛いかなと、それだけでは言えない状態にあるということで、また何か出していただければと思います。

〇長谷川部会長

今 2 点ほど御質問等ありましたので、すぐに回答可能なもの、そうでないものがある

と思いますが、価格転嫁の方向性は、使用者側も同一の方向ですけれども、それにプラス特定最低賃金をあげているというところについてはどうお考えなのか、後押しになるのではないかという御質問、それについてはどうお考えですか。

〇古閑委員

議論すると長くなってしまいますので、考え方としてはありますが、今ここでやりますとそれぞれ議論すると長くなってしまいますので、後ほどまた。

〇長谷川部会長

個別の打ち合わせを踏まえて、そこでまたお話をいただければ、今日の今日ということですので、それぞれ使用者側の合意というところもしてということだと思います。それはよろしいですか。一つの議論を敢えてお示しいただいてということでありがとうございます。

それからもう一つ景況感についての考え方はいかがですか。

〇古閑委員

結局さんざん言われていますように輸入原材料、エネルギーいろんな問題がありますので、そういったことで、そういったものが結局価格転嫁の話になってしまうのですけれども、そういう状況がありますので、ひとえにそういったところで対応が厳しいというようなことになります。

〇船戸委員

もし可能でございましたら、今どのようなところにお困りで、この先どのような打開 策の見込みがあって景況感につながっていくのかというところも、もし説明していただ けますと幸いです。

〇佐藤委員

輸送用機器の場合、結構輸送用機器の中での業界の中でも、車で言えば車体ですとか、あるいはユニットですとか、駆動系とかいうような仕事の中で、今環境がものすごく変わっていますので一概には言えないと思うのですね。ですから、今世の中で言われているように EV ショックですと、駆動系の仕事をされているところは先行き全然真っ暗でほぼほぼ仕事がなくなる。一方車体系の仕事をされているところですと、エンジンがなくなっても車のシートとかはあるので、そこのところはまだ直接的な影響は全然ないというのは言えるとは思います。

ですので、ちょっとその中でも組合側さんのところではカーメーカーさんの組合さんが多いので、全部トータルした話になると思うのですけれども、我々のところですと 100人以下の会社ですと、いろんなところに特化してしまって、それぞれバラバラにな ってしまいますので、そこのところは規模が小さくなればなるほど影響差がばらつきが出てくると思うのです。そういうような感覚で我々はとらえております。

〇船戸委員

ありがとうございます。現状について確認をしました。

〇長谷川部会長

具体的にお示ししていただいたのですが他はよろしいでしょうか。あと資料とおっしゃいましたけれども、それはもし提出していただけるものがあればという、景況感というところです。なかなかこの輸送用機器製造業という括りの中でも、車でいうとそれぞれどの部分でというのが難しいので、そんな細かいところが出ているのかどうかというのは現状直ちに資料を出しますというのは、そこまではどうですか。

〇佐藤委員

そうですね非常に難しいと思います。例えばちょっと具体的な話をすれば、私どもトヨタさんの仕事がほとんどなので、トヨタさんの話をすれば、トヨタさんの車両のなかで稼働停止するものが結構ある。まあ認証問題で。その仕事をしていないところはいい。でもそういう仕事をしているところはずっと稼働停止が続いている。これもまた稼働停止が入ってくるというようなことがそれぞれバラバラで、さっきの話と一緒なんですけれども。だから影響というものはそれぞれ中小企業の中でも、さっきと同じですが小さくなればなるほど影響差が大きく出ると認識しています。

〇長谷川部会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか、現状でさらに細かいところで数値なり 統計が作られていたらそれを示していただけるとありがたいという御希望をお持ちで あるということで具体的に実際の現状のところをお話しいただいたのでお伺いをしま した。他はいかがでしょうか。

そうしましたらこの場では御質問等さらにないということですので一旦休会といた しまして個別に打合せを行うということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。 それでは一旦本部会を休会といたします。

〇佐藤賃金指導官

それでは公益代表委員の方は御調整のほうをよろしくお願いいたします。それでは各委員の皆様は順次移動をしていただきたいと思います。まず労働者側代表委員からお願いいたします。

続きまして使用者側代表委員の方お願いします。

それでは公益代表委員の方すみませんが御調整の方をよろしくお願いいたします。

(休会)

〇長谷川部会長

打合せありがとうございました。それでは専門部会を再開いたします。

ただ今個別の打合わせにより労使双方からお考えをお伺いいたしました。それぞれ一 定程度時間を取って十分お聞きできたかと思います。

この打合せ内容を踏まえまして金額など改めて御主張される点、それから問題点など 御意見をお伺いしたいと思います。

まず労働者代表委員からお願いいたします。

〇松下委員

では私の方から、部会長が冒頭おっしゃったとおり、将来の自動車産業、輸送用機器 に関わる仕事が持続的に発展するようにということが大前提にございますが、うちの主 張で説明させていただいた資料 5 ページを見ていただいたと思いますけれども、まず 付加価値に見合った賃金が必要だというところがあります。

これを目指していくには6ページに説明したように金額1,100円とまず目標を掲げて、7ページの数字に近づけるようにしていきたいと思っております。ここは補足になりますけれども、その後押しとなるように、自動車産業の未来と仕事に見合った労働分配率の後押しとなるように価格転嫁を進めていきたいと思っておりますので、是非とも将来のために1,100円よろしくお願いしたいと思います。

〇長谷川部会長

続きまして使用者代表委員お願いいたします。

〇古閑委員

金額に関しては基本的に前年どおりを考えております。ですので、本来であれば 41 円だったところなのですけれども、地賃の方が上がっていますので、そこを基準にそれ 以上というところでいくと 1,078 円なのかなと考えています。以上です。

〇長谷川部会長

はい、ありがとうございます。双方から今金額の改定に向けてご意見をお伺いしましたが 1,100 円と 1,078 円ということで大きく隔たりがあり、それぞれのお考えもお伺いしたところであります。残念ながら本日の時点では金額の合意には至りませんでした。このためにさらに審議を重ねたいというふうに思いますので、継続審議というふうにさせていただきます。労使双方それでよろしいでしょうか。

(労使双方異議なし)

〇長谷川部会長

はい、じゃあ専門部会は次回への継続審議ということとしたいと思います。次回も労使の御協力をいただきながら円滑な審議がなされますようにお願いをするところであります。

なお次回以降に資料の提出あるいは参考人からの意見聴取等の御希望がある場合に は事務局まで予め御連絡下さい。

最後に続きまして、議題(4)「その他」です。各委員の皆様から何かございますでしょうか。

(特になし)

〇長谷川部会長

よろしいですか。それでは事務局から連絡事項があればお願いします。

○鈴木主任賃金指導官

次回の予定でございますけれども第 2 回専門部会は 10 月 1 日火曜日午後 2 時より ここ北大会議室で開催させていただきますので御出席の方よろしくお願いいたします。 連絡事項は以上でございます。

〇長谷川部会長

今の連絡について御質問等はよろしいですね。

それでは、これで本日の審議を終了したいと思います。引き続き皆様よろしくお願い します。今日はありがとうございました。

(令和6年 9月27日) 愛知地方最低賃金審議会

第1回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録